

## 三重県企業国際展開推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、三重県企業国際展開推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 国際展開に関心のあるさまざまな県内企業に加えて、経済団体、産業支援機関、金融機関、大学等の学術研究機関、行政等が幅広く参画して、さまざまなニーズや課題等に対応するなど、産学官金が一体となった「オール三重」で、県内企業等の国際展開を推進するため、協議会を設立する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 相手国の関係機関と調整を行い、海外ミッションの形成やフォローアップ、県内企業の共同販路開拓につながる事業
- (2) 海外のバイヤーを招聘した商談会や海外展開に関するセミナーなど、海外ビジネスの創出機会を提供する事業
- (3) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、企業、大学、団体、地方自治体等とする。

(組織)

第5条 協議会の運営組織を次の各号に掲げるものとする。

(1) 全体会

会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報共有及び意見交換を行う。

(2) 企画運営委員会

別に定める委員等で構成し、協議会の運営、第3条に掲げる事業及び部会等の設置について協議を行う。

(3) 部会等

第3条に掲げる事業を推進するために、必要に応じて部会等を置くことができる。

2 協議会に会長をおき、企画運営委員会の委員長をあてるものとする。なお、会長に事故あるときは、その指名するものが、その職務を代理する。

3 企画運営委員会には、委員長を置き、委員等の互選により選任するものとする。なお、委員長に事故があるときは、その指名するものが、その職務を代理する。

(開催)

第6条 前条の協議会組織の開催は、全体会は年1回程度、企画運営委員会は年4回程度、部会等は必要に応じ随時開催するものとする。なお、会員及び委員の指名するものが、その職務を代理することができる。

(顧問)

第7条 協議会の助言者として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(オブザーバー)

第8条 協議会は第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

(経費)

第9条 協議会会員の会費は、無料とする。

2 協議会における各種会議の開催経費は、原則として三重県が負担する。

3 協議会における各種会議への参加旅費等の活動費は、会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は三重県が支弁する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、合同事務局を三重県雇用経済部国際戦略課、公益財団法人三重県産業支援センターに置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。